



安城市議会議員 石川つばさ通信 号外

# 市政レポート

## 住吉マンション 協定未締結問題 住民側窓口が確定

住吉3丁目地内に建設が進められているマンションに係る工事協定書が未だ結ばれていない問題で、住民側の窓口が正式に一本化されました。協定締結に向け、住民サイドの窓口を一本化するよう業者側が求めたのに対し、住民側がこれに応じたものです。

既に、窓口を担う住民側の人員が今月9日に所管である安城市役所 建築課に届けられました。今後は衝突を避けるため、同課が仲介役となって書面を取り交わし、「交通整理」をしながら協定締結に向けて動き出すことが見込まれます。

ただ、市長同意の条件として付された同協定の締結は本来、工事着工前に結ばれるべきものであり、ここまで先延ばしになってきた経過を思えば、その行方は決して楽観視できるものではありません。もし、行き詰まる展開になった場合には、

- ・そもそも市長同意の条件を付されたのは業者側であること
- ・条件を満たさないまま着工したのも業者側であること
- ・業者側の求めに住民側は応じ、建設的な姿勢を示していること

等を勧案し、バランスの取れた妥結点を見出すことが求められます。

石川つばさ事務所 446-0072 安城市住吉町荒曾根 1-245 アワーズビル 2F 南  
電話 0566-98-6932 メール ishikawa2011@aria.ocn.ne.jp  
編集：石川つばさを支援する会

# 丸三金属裁判

## 5月25日判決へ

2016年3月の安城市議会定例会で私が、「株式会社丸三金属で税不正問題が行われている」と指摘したことに対し、名誉棄損であるとして同社が起こした裁判の判決が5月25日に言い渡されます。

本訴訟の最大の争点は、税不正があったか、無かったかです。税不正とは、同社が受け入れていた外国人実習生に絡み、母国で暮らす扶養家族の人数を実際よりも多く申告するよう指示し、扶養控除を余分に受けさせていたということです。本来、この様なことをしても実習生が利得を得てしまうわけですが、同社は実習生には給与明細を渡しておらず(その旨の録音有り)、給与や税金がいくらであるのか把握できない状況にありました。こうした状況では、正しくない扶養控除による利得を、会社が得ることができてしまうことになります。

裁判の中で丸三金属は、H氏(経理担当者)が実習生に虚偽の申告をさせ、その事実と反する税書類を安城市に提出したこと事自体は認めています。その上で、会社として組織ぐるみの関与を否定し、「H氏の独断によるもの」と主張しています。

以下の日程で判決が下されます。是非傍聴をお願いいたします。また併せて、その後に報告集会を開きますのでご予約ください。

### 記

日時：2018年5月25日(金)午後1時10分

場所：名古屋地方裁判所岡崎支部(岡崎市明大寺町奈良井3)

以上

連絡先(石川) 0566-98-6932